

広報 SARUFUTSU

さるふつ

2 2008
FEBRUARY
No.333

特集▷公共施設使用料の新設
・一部改正について



拓心中学校サッカー部

公共施設使用料の新設・一部改正について

村の行財政改革の一環として、平成20年4月から公共施設の**有料化**及び**一部料金改正**を行います。

村としては、『受益者負担の適正化』を進め、利用者からの受益の対価として、コストの一部を負担していただくものであり、このことにより負担の公平性が図られます。

しかし、有料化することによって、団体活動等が滞ることのないよう利用のしやすい料金設定などの配慮を行いました。ただし、次の場合は使用料が免除となります。↗

1. 村又は教育委員会等が主催する事業及び会議のために使用する時。
 2. 村内の保育所が行事に使用する時。
 3. 小学校・中学校のクラブ活動等に使用する時。
 4. 公益的な活動や村の政策上から配慮等する団体が使用する時。
- ※上記以外は、全て『有料』とします。
なお、使用料の免除を受けるためには、手続きが必要です。詳しくは右記の担当課までお問い合わせください。

各施設に関する問い合わせ先	
施設名	担当課
スポーツセンター／老人憩いの家／農村環境改善センター／柔剣道場／郷土資料館／村営プール／村営球場／山村広場／各学校開放	教育委員会 [☎2 3011]
公園内パークゴルフ場／キャンプ場／バンガロー／さるふつ温泉／牛乳と肉の館	産業建設課 [☎2 3134]
鬼志別バスターミナル／生活改善センター	総務課 [☎2 3131]

料金新設の施設

公園内パークゴルフ場		
区分	利用券	
	1日券	シーズン券
小学生	100円	無し
大人	300円	6,000円
高齢者	300円	5,000円

利用券の1日券は終日、シーズン券は当該発行年度とする。
大人とは、中学生以上の者。
高齢者とは、毎年4月1日を基準日とし、満70歳以上の者。
支払い方法は、スタートハウス内自動券売機とする。

生活改善センター第4研修室(旧図書室)		
区分	使用料金	
	暖房なし	暖房あり
昼間(基本)	1,120円	1,420円
昼間(超過)	290円	370円
夜間(基本)	1,340円	1,640円
夜間(超過)	350円	430円

使用時間は、午前9時から午後10時までとし、昼間と夜間の区分は、午後5時とする。
基本料の使用時間は4時間とし、超過料は1時間単位とする。
暖房期間は、10月から4月までとする。
その他研修室については、変更なし。

鬼志別バスターミナル(2階)				
区分	午前(9時～12時)	午後(13時～17時)	夜間(18時～22時)	全日(9時～22時)
多目的ホール	400円	500円	500円	1,400円

申し込みなどについては、総務課とする。 料金については、1団体とする。

牛乳と肉の館				
区分	夏季	冬季	実習人数	1回の実習における処理量
ソーセージ	4,000円	7,000円	3名以上10名以下	10kg以上30kg以下
ベーコン	4,000円	7,000円		20kg以上60kg以下
ロースハム	6,000円	9,000円		10kg以上30kg以下
スモークチキン	6,000円	9,000円		10kg以上100kg以下
ビーフジャーキ	3,000円	6,000円		10kg以上20kg以下
バター	200円	300円	10名以上40名以下	150ml
アイスクリーム	7,000円	9,000円	3名以上10名以下	10kg以上30kg以下
チーズ	2,000円	3,000円	3名以上8名以下	20kg以上40kg以下
そば等	200円	300円	1名以上5名以下	500g以上1kg以下

夏季とは6月から9月まで、それ以外は冬季とする。
料金には、材料費は含んでいない。
料金については、1団体とする。(バター・そば等については、1人当たりとする。)

スポーツセンター／農村環境改善センター／老人憩いの家／郷土資料館(旧役場)／柔剣道場／村営プール／村営球場／山村広場(球場横)				
区分	施設使用料			
	1回券	年間券	全施設共通半年券	全施設共通年間券
中学生以下	無料			
一般	200円	2,000円	3,000円	5,000円

有効期間は、発行日よりとする。
村営プールの年間券のみ半額とする。
スポーツセンター・農村環境改善センター・老人憩いの家を1施設扱いとする。
図書室のみ使用については、無料とする。
申し込みなどについては、管理人及び教育委員会とする。
大会利用については、別途料金を定める。

各学校開放				
区分	各開放学校・開放施設使用料			
	1回券	年間券	全施設共通半年券	全施設共通年間券
中学生以下	無料			
一般	200円	2,000円	3,000円	5,000円

有効期間は、発行日よりとする。
使用予定者は、あらかじめ当該学校長と協議し、教育委員会の承認を受けなければならない。
申し込みなどについては、教育委員会とする。

料金改正の施設

バンガロー		
区分	使用料金	
	改正前	改正後
1棟	3,000円	5,000円

午後3時から翌朝10時とする。(定員4名)

キャンプ場		
区分	使用料金	
	改正前	改正後
小学生	100円	200円
中学生以上	200円	400円

午後1時から翌朝11時とする。

さるふつ温泉				
区分	1回券		回数券	
	改正前	改正後	改正前	改正後
18歳以上	350円	500円	3,500円(11枚綴)	5,000円(12枚綴)
70歳以上	200円	300円	2,000円(11枚綴)	3,000円(12枚綴)

改正前に購入した回数券の扱いについては、改正後の使用料との差額を支払い入館するものとする。
入湯税を含む。
その他の区分は変更なし。

村営スキー場営業中

スキー・スノーボードを楽しむ！



猿払村営スキー場は、1月4日から本年の営業を開始しています。（リフト運行時間については下表のとおり）

また、2月17日（日曜日）には、『村民スキー大会&スノーフェスティバル』も開催予定となっています。

村では、多くの皆さんのスキー場ご利用をお待ちしております。

▼リフト運行時間

月～木曜日	13時00分～16時00分
金曜日	13時00分～16時00分 17時30分～21時00分
土曜日	10時00分～12時00分 13時00分～16時00分 17時30分～21時00分
日曜日・祝日	10時00分～12時00分 13時00分～16時00分

地球温暖化防止に向けた 取組み 循環型社会の構築を目指す



村では、地球温暖化防止を図るため、化石燃料の代替としての自然エネルギーや、今まで使われずに捨てられてきたエネルギーを有効に活用し、地球にやさしい再生可能な新エネルギーの導入を検討しています。

その取り組みの一環として、村に賦存するバイオマスの利活用を図るため、平成18年度に策定した猿払村地域新エネルギービジョンを基に『猿払村バイオマスタウン構想』を策定しているところです。

この構想は、バイオマスの発生から利用までを猿払村の特性を生かした、総合的な利活用システムを構築し、村の地球温暖化防止への取り組みについて広く公表（全国）するものです。

この度、構想（素案）の策定にあたり、猿払村地域新エネルギービジョン推進検討委員会が開催され、村民公募の委員を含めた14名の委員の方々に検討協議をしていただきました。

バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。

平成20年新春消防出初式

無事故・無火災を祈念し挙行される



1月6日、役場庁舎駐車場及び猿払村交流センターにて、平成20年新春消防出初式が挙行されました。

消防出初式は、地域防災に向け今後一層の努力と、平成20年の無事故、無火災を誓い開催されているものです。

寒さの厳しい日でしたが、多くの消防団員が参加し、行進曲によって規律正しい行進が披露されました。

また、交流センターでは、永年に亘る功績を称え各種表彰状の授与式が行われました。

平成20年猿払村成人式

新成人43名が祝福される



1月3日、猿払村交流センターにて、平成20年猿払村成人式が開催され、新成人43名（男性26名・女性17名）が集い、来賓の方々も多数参加された中、新成人の晴れの門出を祝福しました。

式典では、村長から新成人一人ひとりに『成人の証』が手渡され、お祝いの言葉と共に激励の言葉を贈られました。



『誓いのことば』 五十嵐三和子さん
『お礼のことば』 眞坂隆太さん

『笑顔いきいき』保健福祉推進課からのお知らせ

地域包括支援センターの活動紹介①

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活を続けるため、要介護状態になることを、できる限り防ぐ介護予防対策から要介護状態になってもそれ以上悪化しないための介護や医療のサービスまで、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な支援を包括的かつ継続的に提供します。

総合相談

□相談窓口の開設（来所面接、電話相談、家庭訪問）
困っていること、心配ことはありませんか？いつでもお気軽に声をかけてください。

【問合せ先】

猿払村地域包括支援センター

（保健福祉総合センター内）
電話 2 2090（夜間・休日）の携帯電話 090 9 519 9865

- 介護保険業務との連携
- ①介護保険認定及び各種サービス利用申請手続きのお手伝いをします。
- ②認定及び更新にかかる調査、在宅要介護者の皆さんの状況把握をします。
- ③福祉用具・用品の展示紹介や貸出、住宅改修に関する情報の提供をします。
- ④各サービスの苦情受付と対処をします。

□保健・医療・福祉業務との連携

相談内容に適した各種サービスや制度の情報提供と申請手続きのお手伝いをします。

権利擁護

□成年後見制度の活用
高齢者の判断能力（金銭管理等）が低下していると確認できた場合、裁判所・関係機関との連携を図り、速やかに申立手続きが行えるよう支援をします。

□虐待への対応
虐待を受けている高齢者を把握した場合は、『高齢者虐待防止法』等に基づき、速やかに訪問して状況確認後、適切な対応をとります。

□困難事例への対応
高齢者やその家族に重層的な課題がある場合に、地域包括支援センターが中心となり、対応を検討します。

□消費者被害の防止
訪問販売やリフォーム業者などによる被害を未然に防止するため、注意の呼びかけをします。

確定申告が2月18日から始まります！

所得税と道村民税の申告受付が、2月18日（月）から3月17日（月）まで行われます。

申告の対象となる方は、申告に必要なものをお持ちの上、役場総務課税務係又は各地区で開催する申告受付会場へお越しください。

□申告が必要な人

平成19年中に所得のあった方で、次に該当する方。

- (1) 給与所得者（給料、賃金、年金などの支払いを受けた方）で、次に該当する方。
- (ア) 給与所得以外に他の所得（事業・配当・不動産等の所得）のあった方。
- (イ) 2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方。
- (ウ) 医療費控除や住宅借入金等特別控除等を受けようとする方。
- (エ) 給与所得者で年の途中で退職された方で、年末調整をしていない方。
- (2) 自営業の人や、土地や建物を売った方等。

- 申告に必要なもの
- (1) 平成19年中の収支がすべてわかる書類（給与や年金などの源泉徴収票、売上・仕入・経費等の帳簿等）
- (2) 印鑑
- (3) 還付又は納税用の預貯金口座番号（申告者の名義のもの）
- (4) 生命保険や損害保険の証明書、医療費の領収書など控除の対象となる関係書類
- (5) 社会保険料の任意継続の領収書、国民年金の領収書又は口座引落の通帳
- (6) 申告書（事前に税務署や役場から送付のあった方）

□期間及び場所

◎2月18日（月）～2月22日（金）
各地区で行っています。（下表参照）

◎2月25日（月）～3月17日（日）
役場税務係（役場庁舎2階）
（2月25日～3月7日は、営業・不動産・漁業・譲渡の方）



【問合せ先】
総務課税務係 電話 2 3 131

予科練平和記念館の建設について

茨城県阿見町では、予科練（旧海軍飛行予科練習部）を主体とした戦史の記録を保存・伝承し、広く平和実現に向けて、その一翼を担うための『予科練平和記念館』の建設を進めています。

この記念館は、かつて全国から集まった多くの若者たちが、自ら求めて厳しい訓練に耐え、国のためにと信じて特攻隊員として散華したという事実など予科練に関する歴史事実を中心に整備するもので、平成21年度完成を目指しています。

この度、予科練関係の方々やご遺族をはじめ、全国のご理解を頂ける方々から、予科練に関する資料はもとより、建設資金の一部についてのご支援をお願いしているところです。

国民的遺産ともいふべき予科練の歴史を後世に伝えるため、予科練平和記念館建設を

皆様のお力で是非実現したいと考えておりますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

茨城県稲敷郡阿見町長 川田 弘二

【問合せ先】

茨城県阿見町役場 予科練平和記念館整備推進室 〒300 0392 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目1番1号
電話 029 888 1111（内線260・261）
HP <http://www.town.ami.i-baraki.jp/> Eメール suisin@town.ami.i-baraki.jp

巡回申告受付日程

月 日	対象地区	会 場	時 間
2月18日(月)	浅茅野・浅茅野台地	浅茅野交流センター	13時30分～15時30分
2月19日(火)	猿 払	猿払集会所	10時00分～12時00分
2月19日(火)	浜猿払	浜猿払交流センター	13時30分～15時30分
2月20日(水)	芦 野	芦野集会所	10時00分～12時00分
2月20日(水)	浜鬼志別	浜鬼志別総合管理センター	13時30分～15時30分
2月21日(木)	小 石	小石交流センター	10時00分～12時00分
2月21日(木)	知来別	知来別研修センター	13時30分～15時30分
2月22日(金)	鬼志別	猿払村交流センター（役場併設）	9時30分～16時30分

2 FEB むらの カレンダー

2月に村で行われる主な行事等をご紹介します。

1金	■ナイタースキースクール 18:45～村営スキー場
3日	■ジュニアバッチテスト 8:30～村営スキー場
4月	■ナイタースキースクール 18:45～村営スキー場
6水	■足腰元気教室 13:00～保健福祉総合センター ■BCG予防接種 14:00～国民健康保険病院 ■わくわく放課後教室 15:30～農村環境改善センター ■ナイタースキースクール 18:45～村営スキー場
8金	■ナイタースキースクール 18:45～村営スキー場
13水	■3種混合予防接種 14:00～国民健康保険病院 ■わくわく放課後教室 15:30～農村環境改善センター
14木	■なかよし号巡回 10:10～知来別方面
15金	■なかよし号巡回 10:10～鬼志別小・芦野小
17日	■第36回村民スキー大会& 第4回スノーフェスティバル 9:00～村営スキー場
20水	■足腰元気教室 13:00～保健福祉総合センター ■3種混合予防接種 14:00～国民健康保険病院 ■わくわく放課後教室 15:30～農村環境改善センター
21木	■なかよし号巡回 10:00～狩別・浅茅野方面
22金	■ヘルスアップ教室 13:00～保健福祉総合センター
24日	■村営スキー場営業終了 (リフト無料開放) 10:00～16:00 村営スキー場
27水	■麻しん・風しん混合予防接種 14:00～国民健康保険病院
28木	■いきいき栄養教室 11:00～保健福祉総合センター
29金	■男の栄養教室 11:00～保健福祉総合センター

『ねんきん特別便』についてのお知らせ

あなたの年金記録の確認をお願いいたします。

基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録につきまして、皆さまの基礎年金の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から本年3月までの間に『ねんきん特別便』が送られます。

それ以外の年金受給者・現役加入者の方は本年3月までにお送りする対象にはなりません。が、これらすべての方々にも、本年4月から10月までの間に順次『ねんきん特別便』が送られます。

①住所変更の届出がお済でない方は、大切な『ねんきん特別便』をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、次の手続き先で手続きをお願いします。

②結婚等で名字が変わられた方で氏名変更の届出をされた

『第4回盲導犬宿泊体験セミナー』開催案内について

盲導犬は、目の不自由な方を安全に目的地に誘導することがお仕事です。このセミナーは、実際に盲導犬との歩行や生活を体験していただくことにより、盲導犬についての知識をよりいっそう深めていただくことを目的としています。

参加者には訓練を受けた盲導犬の卵たちをお渡しします。盲導犬のユーザーになりきって、新しい世界へ一歩足を踏み入れてみませんか？

□日時
平成20年3月22日(土)13時～

いない方も、氏名変更の手続きをお願いします。

《国民年金第1号被保険者》
お住まいの市区町村役場の窓口

《厚生年金加入者》・《国民年金第3号被保険者》
厚生年金加入者の方のお勤め先の社会保険担当の方
《年金受給者》
お近くの社会保険事務所

③『ねんきん特別便』を受け取られたら、社会保険庁が把握しているあなたの年金記録ですので、ご自身の記録にもれないか、十分に確認をいただき、訂正の必要がない場合には同封されている『確認はがき』を、訂正の必要がある場合には『年金加入記録照会票』を提出していただくこととなります。ご本人からのご回答により、確認作業は完了となりますので、必ずご回答をお願いします。

【問合せ先】
協働まちづくり推進課 生活環境係 電話 2 3 1 3 3

2月7日は『北方領土の日』です！

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる、北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより、国民の長年にわたる悲願です。

この北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では、精神的な外交交渉が続けられていますが、北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過した現在なお、領土

シックハウス保健相談窓口の開設について

シックハウス症候群とは：

化学物質を含んだ建材や内装材を使用したり、住宅の高気密により、換気が十分に行われない等の原因で、新築や改築後に住んでいる人が、様々な体調不良を生じることがあります。

保健所では、シックハウスに関する相談窓口を開設しています。新築したけど、臭いが気に

返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。こうした国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道

民世論の結集を図るため、『日露通好条約』署名の日（1855年2月7日/安政元年12月21日）を記念して、昭和56年1月6日の閣議において定められた、2月7日の『北方領土の日』を中心に、北海道独自の取組として『北

なり、目がチカチカするなどの症状がある。

これから、新築・改築するので、シックハウスを予防したい。
室内空気検査をしたい。
家のカビやダニで困っている。
などの相談を受けています。

□相談窓口
稚内保健所保健福祉企画課保健推進係（稚内市末広4丁目

□募集人数
7名（7名を超える場合、2回の開催も検討いたします。）

□参加費
参加費として2千円

□セミナー内容
盲導犬との体験歩行：指導員とともに札幌市内を歩行します。

□参加対象者
北海道内及び青森県、岩手県、秋田県、新潟県、山梨県、長野県に在住の15歳以上で、障害等級1級及び2級、もしくは保有視力による単独歩行が困難な視覚障がい者と同伴者。

□送迎



盲導犬協会最寄り駅や新千歳空港までの送迎が可能です。また、札幌市近郊にお住まいの方は、ご自宅までの送迎もご相談に応じさせていただきます。

□申し込み締切日
平成20年3月14日(金)まで

方領土の日特別啓発期間（1月21日から2月20日）を定め、道、市町村及び関係団体が連携し、一層協力を北方領土問題の啓発活動を展開します。

村では、役場庁舎1階ロビーに、署名コーナーを設置します。村民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】
総務課総務係 電話 2 3 1 3 1

□相談時間
月曜日～金曜日（午前9時～午後5時まで随時）



【申し込み・お問合せ先】

（財）北海道盲導犬協会
〒005 0030 北海道札幌市南区南30条西8丁目1
1 電話 011 582
8 2 2 2 F A X 011 582
5 8 2 7 7 1 5 E M A I L s-kinoshita@h-guideog.org

ご質問などがあれば、遠慮なくご相談ください。なお、盲導犬に「興味がある。」「話を聞いてみたい。」という方で、今回残念ながら参加できないという方も是非、ご連絡ください。別途、相談させていただきます。

皆さんのご意見等に村からお答えします

【むらに一言】

村では、村民の皆さんからの『むらに一言』の申し込みをお待ちしております。日頃、疑問に感じていることや聞きたいこと、広報誌に対する感想など、多くの申し込みを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。
担当 協働まちづくり推進課

道道の除雪について！ [ペンネーム：さるふつ]

わたしたちは、バスで鬼志別、信金などへ行きますが、河口商店の横に（歩道）雪の山があり、農協へ買い物に行くのに車道へ出ますが、車が通るので危ない。事故が起きないように雪を取ってください。

わたしたちは、道道も村道も関係なく歩いています。

役場では、子どもと年寄りに力を入れていますが、口だけでなく実行してください。



■むらに一言でご意見のあった道道の歩道の状況 [撮影：平成19年12月12日]

産業建設課からお答えします。 [土木係]

『むらに一言』の申し込みを頂き、すぐに現地を確認しております。歩道に積まれた雪の山により、歩行者は車道に出て歩かなければならない状況でした。

村では、自治会を通じて、地域の皆さんに歩道に雪を投げないよう、協力をお願いをしたところ です。

道路への雪の投げ捨ては、歩行者や通行する車にとっても危険で、交通事故の原因や緊急車両の通行の支障となり、道路交通法にも違反する行為です。

また、路上駐車は、除雪業務の支障となります。

冬の雪道を確保するためにも、住民の皆さまの協力のもと、除雪が行われていますので、よろしくお願い致します。



■現在の道道の状況 [撮影：平成19年12月27日]

人口・世帯		平成20年1月1日現在 ()内は前月比			
地区名	男性	女性	人口	世帯	
知来別	175	183	358	107	
浜鬼志別	294	300	594	198	
浜猿払	94	78	172	68	
浅茅野	43	55	98	46	
浅茅野台地	82	84	166	43	
小石	26	37	63	39	
鬼志別(東町)	123	134	257	113	
鬼志別(西町)	217	225	442	184	
鬼志別(南町)	118	125	243	116	
鬼志別(北町)	117	122	239	126	
豊里	11	7	18	7	
芦野	68	67	135	44	
猿払	25	32	57	25	
狩別	22	20	42	10	
合計	1,415 (0)	1,469 (-1)	2,884 (-1)	1,126 (-2)	

出生
お誕生おめでとう
ご報告します。

上野 桃ちゃん
生 12月25日生
保 政和・真生
住 鬼志別北町

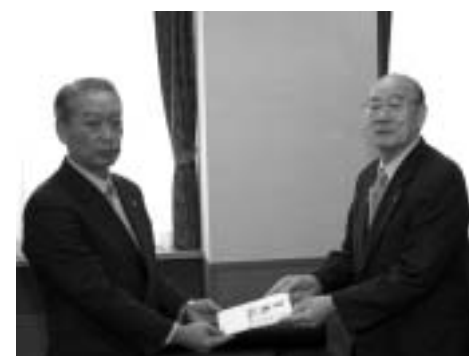
小泉 娃璃ちゃん
生 12月19日生
保 寛治・奈央子
住 鬼志別南町

死亡
お悔やみ
申し上げます。

穴戸 勝英様
「76歳」住所 小石

寄付
ご寄付を
頂きました。

猿払村漁業協同組合
代表理事組合長
石井 寅司様
「一般寄付」
「水産振興基金寄付」



むらのご報告

婚姻 出生 死亡 寄付・人口・世帯
届出 平成19年12月15日～1月14日

村民憲章

『わたしたちは、幾多の先達者が厳しい自然条件の中で創り上げた、ゆたかな海とめぐみの大地、「猿払村」を誇りとします。草原を渡り来る暖かい風のように人々に接しながら、この「ふるさと」の未来に向けて村民皆で力を合せ、この憲章を実践します。』

- ◎自然を守り たくさんみどりを ふやましよう。
- ◎よく学び 教養と希望を ひろげましよう。
- ◎よく働き つくるちからを そだてましよう。
- ◎健康で 元気な暮らしを まもりましよう。

村のシンボル

村の木
ナナカマド



村の花
コケモモ



村の魚
イトウ



— 今月の表紙

【拓中サッカー部】



拓心中学校サッカー部 主将
佐藤僚介くん(2年生)

【佐藤くんから一言】
「普段の練習から真剣に取り組み、
夏の中体連までに
技術、体力の向上を目指して
頑張っています！」

表紙の写真は、
3年生も含まれておりますが、現在、
1・2年生で練習を頑張っています。

時事 雑感

早いもので、平成20年も一ヶ月が終わりました。年齢を重ねると時が過ぎることが早く感じると思いますが、私もこのことを実感する年齢になったのだと日々感じています。

2月の暦を見ると2月4日が『立春』となっておりますが、立春とは、旧暦でいう一年の始まりの日だそうです。ちなみに2月3日の節分は、大晦日の役割りを持ち、一年間の厄払いのために豆まきを行うとのこと。更に調べると、立春以降に初めて吹く南よりの強風を『春一番』と呼ぶそうですが、猿払の2月4日以降の強風だったら『吹雪』だよな?と思いました。

クボタ

<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>
Eメール: postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp

発行／猿払村役場
編集／協働まちづくり推進課
〒098-6292

北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地
TEL 01635-2-3131 FAX 01635-2-3812